○花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱

平成１８年１月１日告示第９号

最終改正

平成２７年１２月２８日告示第３７６号

花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の入札参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）市営建設工事　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下｢法｣という。）第２条第１項に規定する建設工事で市が発注者となる工事をいう。

（２）条件付一般競争入札　政令第１６７条の５の２の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

（資格の審査）

第３条　市営建設工事の競争入札に参加しようとする者は、市長が別に定める競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

２　次に該当する者は、資格審査を受けることができない。

（１）法第３条第１項の規定による許可を受けていない者

（２）法第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査を受けていない者

（３）政令第１６７条の４第１項の規定に該当する者（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）

（４）市税、法人税（個人にあっては申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者

（５）雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業者となったことについて関係機関に届出を行っていない者

（６）花巻市暴力団排除条例（平成２７年花巻市条例第５２号）第２条第５号に規定する暴力団等に該当する者

（申請書の提出）

第４条　前条第１項の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に市営建設工事請負資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出しなければならない。

（１）市営建設工事請負資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者

（２）資格者名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人

（３）資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人

（資格基準等の公示）

第５条　市長は、第３条第１項の資格基準を定めたとき、及び前条第１項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

（資格者名簿への登載及び通知）

第６条　市長は、申請書の提出を受けたときは、資格審査し、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）を資格者名簿に登載するものとする。

２　市長は、資格者名簿を作成したときは、申請者に資格者名簿への登載の有無を通知するものとする。

（業種別区分及び等級別区分）

第７条　市長は、前条第１項の資格者名簿の作成に当たっては、花巻市営建設工事請負資格審査委員会（第１３条第２項において「委員会」という。）の意見を聴いて、土木一式工事、建築一式工事その他の工事の種類別の区分（以下「業種別区分」という。）をし、必要に応じて等級別の格付け（以下「等級別区分」という。）を行うものとする。

２　前項の等級別区分は、法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査の結果のほか、工事種類別工事成績その他の必要と認める事項の審査の結果により行うものとする。

（申請事項の変更）

第８条　申請者又は資格者は、申請書の記載事項に変更があったときは、その都度変更した事項を市長に届け出なければならない。

（資格者名簿の有効期間）

第９条　資格者名簿の有効期間は、２会計年度限りとする。ただし、２会計年度経過後、翌２会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの間は、前２会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

（資格の喪失）

第１０条　資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格を失うものとする。

（１）政令第１６７条の４第１項の規定に該当することとなったとき（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）。

（２）法第３条第３項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。

（３）法第２９条又は第２９条の２の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

（資格の取消し）

第１１条　市長は、資格者が政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する場合においては、委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

（条件付一般競争入札の参加者の資格）

第１２条　市長は、政令第１６７条の５の２の規定により条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、当該市営建設工事の設計額に応じた等級（以下「相当等級」という。）に基づき、別に定める基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると市長が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者を入札に参加させることができる。

（指名競争入札の参加者の指名）

第１３条　市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、等級別区分を行わない業種にあっては業種別区分された資格者のうちから、等級別区分を行った業種にあっては相当等級に格付けされた資格者のうちから別に定める基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると市長が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。

２　建設工事の設計額が5,000万円以上の工事の入札参加者の指名に当たっては、委員会の意見を聴いて行うものとする。

（特定市営建設工事の参加者）

第１４条　市長が別に定める特定市営建設工事については、前２条の範囲内において当該工事の施工を目的として、結成する共同企業体を競争入札に参加させることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日において、花巻市建設工事指名競争入札参加資格者要綱（平成８年花巻市告示第１２４号）又は町営建設工事に係る入札参加資格及び指名等要綱（昭和５７年石鳥谷町告示第７３号）の資格者名簿及び大迫町並びに東和町の資格者名簿に登載されている者は、その有効期間中に限り、この告示の相当規定により資格者名簿に登載されたものとみなす。

附　則（平成１９年４月１日告示第１３３号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２４日告示第７０号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２８日告示第８０号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行日前に第３条の規定による資格審査を受けている者は、その有効期間中に限り、この告示の相当規定により資格審査を受けた者とみなす。

附　則（平成２６年１２月２２日告示第３７０号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年１月５日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行日前に第３条の規定による資格審査を受けている者は、その有効期間中に限り、この告示の相当規定により資格審査を受けた者とみなす。

附　則（平成２７年３月２４日告示第７３号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２８日告示第３７６号）

この告示は、平成２８年１月１日から施行する。